

周南市の下水道

2025年(令和7年)



徳山東部浄化センター〔太華山からの眺望〕

周南市上下水道局

目 次

1. 周南市の下水道	1
2. 公共下水道のあゆみ	2
3. 公共下水道事業の概要	3
【1】 全体計画の概要	
【2】 事業計画の概要	
※ 周南市下水道計画図	4
4. 浄化センターの概要	
資料 - 1	5
資料 - 2	6
5. ポンプ場の概要	7
【1】 汚水ポンプ場	
【2】 雨水ポンプ場	
6. 公共下水道建設事業実績	8
7. 公共下水道の整備状況	9
8. 集落排水施設の概要	10
9. 汚水処理人口普及率	11
10. 下水道使用料	12
11. 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度	13
12. 下水道事業の財政状況	14
13. 周南市上下水道局の組織	16

1 周南市の下水道

下水道の主な役割は、生活環境の改善や浸水の防除等による都市の健全な発達と公衆衛生の向上、並びに公共用水域の水質保全を図ることにあります。

本市の下水道事業は、公共下水道4処理区(流域関連公共下水道1処理区)、特定環境保全公共下水道3処理区で整備を進め、令和6年度末の処理区域内人口は119,801人で、公共下水道の普及率は89.5%となっています。

また、農業集落排水3地区、漁業集落排水1地区の整備は完了しており、集落排水と合併処理浄化槽による整備人口を加えた汚水処理人口普及率は、96.31%となっています。

下水道事業は昭和20年代から取り組んでいることから下水道施設や設備の老朽化が進んでおり、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を進める必要があります。

また、線状降水帯などの発生により、浸水被害が出ていることから、内水ハザードマップにより浸水が想定される区域を周知するとともに、市民の安全安心のため、より一層の関係機関との連携し対策を図っていく必要があります。

なお、平成23年4月より、計画的で効率的な事業運営と経営の透明性の向上を図るため、地方公営企業法を全部適用するとともに、水道局と組織統合し、上下水道局として事業運営にあたっています。



2 公共下水道のあゆみ

令和7年3月31日末現在

昭和21年	10月	---	本市最初の下水道事業国庫補助を受け御幸通から事業を開始
昭和23年	10月	30日	徳山市公共下水道事業認可
昭和41年	10月	1日	徳山中央浄化センター供用開始(中央処理区)
昭和48年	5月	2日	新南陽市公共下水道事業認可
昭和49年	11月	1日	江口ポンプ場供用開始(合流系統)
昭和54年	12月	1日	新南陽浄化センター供用開始(新南陽処理区)
昭和55年	4月	1日	野村開作排水ポンプ場供用開始(富田南部第1排水区)
昭和56年	1月	21日	熊毛町流域関連公共下水道事業認可
昭和57年	4月	1日	古開作汚水中継ポンプ場供用開始
昭和60年	10月	1日	江口ポンプ場供用開始(分流系統)
昭和60年	12月	1日	福川汚水中継ポンプ場供用開始
昭和63年	4月	1日	熊毛町流域関連公共下水道供用開始(周南処理区)
平成元年	1月	13日	徳山市特定環境保全公共下水道事業認可(湯野地区)
平成 2年	4月	1日	徳山東部浄化センター供用開始(東部処理区)
平成 5年	11月	11日	新南陽市特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	2月	16日	鹿野町特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	10月	1日	福川雨水ポンプ場供用開始(福川西部第1排水区)
平成 8年	9月	1日	新南陽北部浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成11年	10月	26日	鹿野浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成18年	2月	20日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成18年	3月	17日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成19年	7月	9日	新地雨水ポンプ場建設着手(福川西部第2排水区)
平成22年	9月	27日	徳山中央浄化センター再構築事業着手
平成22年	10月	1日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	24日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	31日	新地雨水ポンプ場供用開始(福川西部第2排水区)
平成24年	3月	14日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成26年	3月	28日	周南市公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	10日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	29日	周南市公共下水道事業計画変更
平成29年	6月	21日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
平成30年	4月	2日	周南市公共下水道事業計画変更
令和 2年	6月	30日	周南市公共下水道事業計画変更
令和 5年	3月	15日	周南市公共下水道事業計画変更
令和 5年	3月	15日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
令和 7年	3月	25日	周南市公共下水道事業計画変更

3 公共下水道事業の概要

【1】 全体計画の概要

		周南市計	公共下水道						流域関連
			徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南
目標年度			令和27年度						令和27年度
行政人口(人)		118,400	107,600						10,800
計画処理面積(ha)		3,900	634.2	1,291.1	1,225.4	39.5	110.6	3,301	599.6
計画処理人口(人)		98,130	22,800	36,200	28,300	430	1,200	88,930	9,200
計画日最大汚水量(m ³ /日)	計画区域	56,957	19,700	17,700	14,200	500	700	52,800	4,157
	流入区域	1,100	—	1,100	—	—	—	1,100	—
	計	58,057	19,700	18,800	14,200	500	700	53,900	4,157
処理能力(m ³ /日)		67,240	23,100	22,700	18,600	840	2,000	67,240	—
汚水ポンプ場		3	1		2			3	
雨水ポンプ場		5			5			5	

※公共下水道:R7.3.25付, 流域関連公共下水道:R5.3.15付

【2】 事業計画の概要

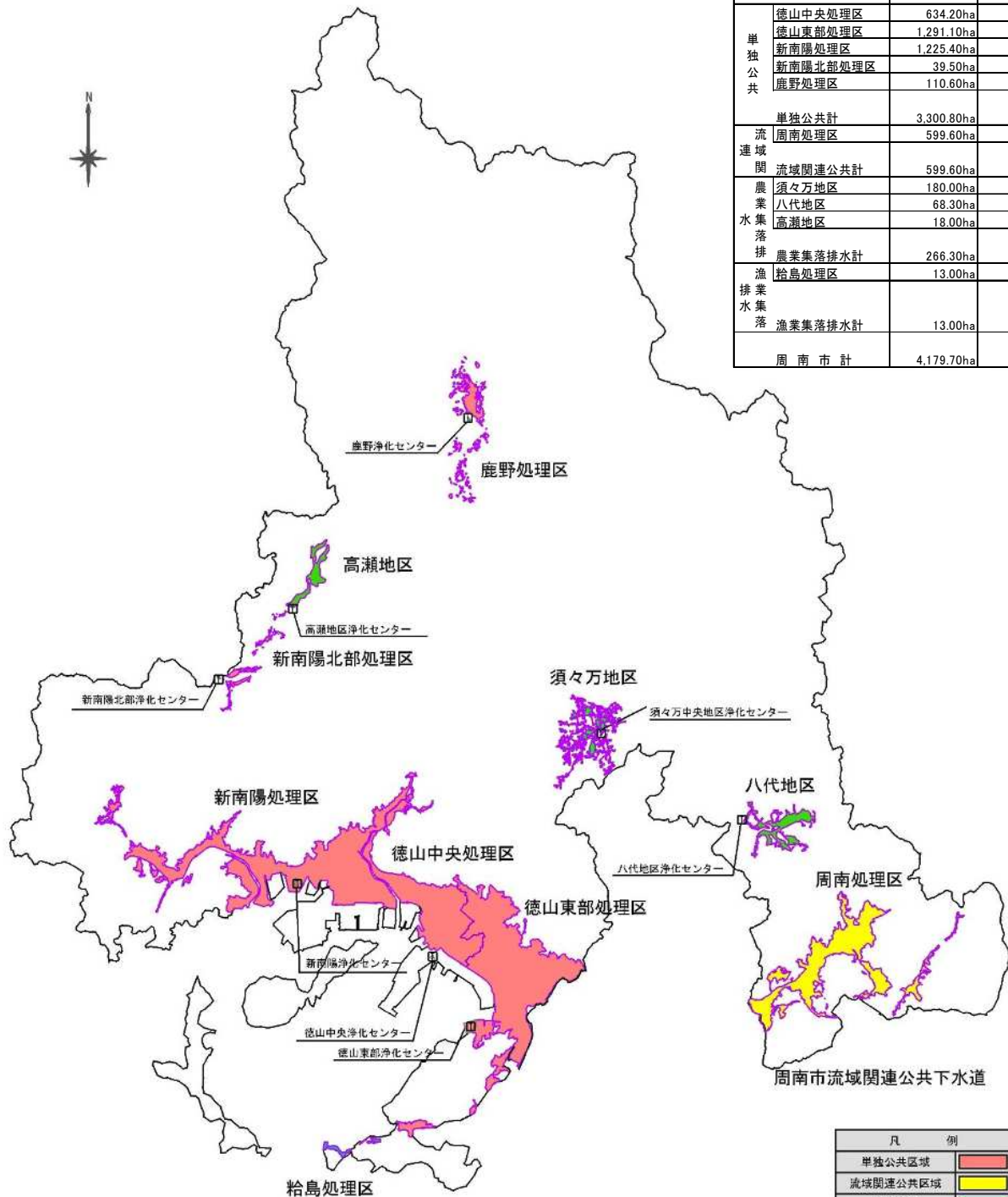
		周南市計	公共下水道						流域関連
			徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南
目標年度			令和11年度						令和11年度
行政人口(人)		141,900	128,500						13,400
計画処理面積(ha)		3,900	634.2	1,291.1	1,225.4	39.5	110.6	3,301	599.6
計画処理人口(人)		115,430	26,900	42,000	33,090	600	1,600	104,190	11,240
計画日最大汚水量(m ³ /日)	計画区域	64,634	21,600	20,400	16,400	300	900	59,600	5,034
	流入区域	1,100	—	1,100	—	—	—	1,100	—
	計	65,734	21,600	21,500	16,400	300	900	60,700	5,034
処理能力(m ³ /日)		83,865	23,100	25,600	32,700	465	2,000	83,865	—
処理場敷地面積(ha)		23.40	2.53	14.01	5.70	0.34	0.82	23.40	—
汚水ポンプ場		3	1		2			3	
雨水ポンプ場		5			5			5	

※公共下水道:R7.3.25付, 流域関連公共下水道:R5.3.15付

周南市下水道計画図

令和5年3月15日

名 称	計画区域面積	内特環面積
単 独 公 共	徳山中央処理区	634.20ha
	徳山東部処理区	1,291.10ha
	新南陽処理区	1,225.40ha
	新南陽北部処理区	39.50ha
	鹿野処理区	110.60ha
単独公共計	3,300.80ha	178.10ha
流 域 関 連	周南処理区	599.60ha
	流域関連公共計	599.60ha
農 業 水 集 落 排	須々万地区	180.00ha
	八代地区	68.30ha
	高瀬地区	18.00ha
	農業集落排水計	266.30ha
漁 排 業 水 集 落	蛤島処理区	13.00ha
	漁業集落排水計	13.00ha
周 南 市 計	4,179.70ha	178.10ha



凡 例	
単独公共区域	赤色
流域関連公共区域	黄色
農業区域	緑色
漁集区域	青色

4 浄化センターの概要

資料 - 1

浄化センター名		施 設 概 要	
徳 山 中 央 浄 化 セ ン タ ー	 汚泥処理棟	事業着手年度	昭和37年度
		供用開始年月日	昭和41年10月1日
		敷地面積(㎡)	25,300
		処理方式	初沈代替高速ろ過 +嫌気無酸素好気法
		処理能力(m ³ /日)	全体計画 23,100
			事業計画 23,100
			現 有 42,000
徳 山 東 部 浄 化 セ ン タ ー	 卵型消化槽	事業着手年度	昭和58年度
		供用開始年月日	平成2年4月1日
		敷地面積(㎡)	140,100
		処理方式	標準活性汚泥法
		処理能力(m ³ /日)	全体計画 22,700
			事業計画 25,600
			現 有 19,200
新 南 陽 浄 化 セ ン タ ー	 管理本館	事業着手年度	昭和49年度
		供用開始年月日	昭和54年12月1日
		敷地面積(㎡)	57,000
		処理方式	標準活性汚泥法
		処理能力(m ³ /日)	全体計画 18,600
			事業計画 32,700
			現 有 32,700

浄化センター名		施 設 概 要			
新 南 陽 北 部 浄 化 セ ン タ ー	 水処理施設	事業着手年度		平成5年度	
		供用開始年月日		平成8年9月1日	
		敷地面積 (㎡)		3,420	
		処理方式		オキシデーション ディッチ法	
		処理能力 (㎥/日)	全体計画	840	
			事業計画	465	
現 有	465				
鹿 野 浄 化 セ ン タ ー	 水処理施設	事業着手年度		平成7年度	
		供用開始年月日		平成11年10月26日	
		敷地面積 (㎡)		8,200	
		処理方式		オキシデーション ディッチ法	
		処理能力 (㎥/日)	全体計画	2,000	
			事業計画	2,000	
現 有	2,000				

5 ポンプ場の概要



【1】汚水ポンプ場

		江口P		古開作	福川
		合流	分流	汚水中継P	汚水中継P
事業着手年度	-	S43	S57	S54	S57
供用開始	-	S49.11.1	S60.10.1	S57.4.1	S60.12.1
敷地面積(m ²)	-	2,100		780	1,050
計画処理人口(人)	全体計画	770	7,200	—	—
	事業計画	930	8,200	—	—
計画処理面積(ha)	-	18.7	257.0	538.8	425.4
時間最大 汚水量 (m ³ /分)	全体計画	0.80	5.21	6.46	4.79
	事業計画	0.84	5.49	16.53	8.33
計画流入水量(m ³ /分)	-	1	6	17	9

【2】雨水ポンプ場

	福川	中開作	富田中央	新地	野村開作
	雨水P	雨水P	雨水P	雨水P	排水P
事業着手年度	H6	-	-	H19	S52
供用開始	H7.10.1	-	-	H23.3.31	S55.4.1
敷地面積(m ²)	2,400	3,400	5,180	2,580	7,500
計画排水面積(ha)	40.6	77.6	175.0	35.2	237.6
計画流入水量(m ³ /分)	474	864	1,455	347	1,640

6 公共下水道建設事業実績

年 度	整 備 状 況 (上段():年度整備量)			建 設 事 業 費 投 資 額 (千 円)				
	処理面積(ha)	処理人口(人)	普及率(%)	区 分	污水管渠	雨水管渠	処理場	合計
平成29年度まで	3,047	125,231	(86.7)	補助事業費	41,665,620	10,709,229	40,404,236	92,779,085
				総事業費	67,349,119	11,764,179	44,784,151	123,897,449
30	(3)	(-1,069)	(0.1)	補助事業費	145,852	183,775	405,802	735,429
	3,050	124,162	(86.8)	総事業費	313,372	347,031	585,536	1,245,939
令和元年度	(1)	(-865)	(0.0)	補助事業費	73,799	800,751	105,549	980,099
	3,051	123,297	(86.8)	総事業費	270,770	887,529	193,076	1,351,375
令和2年度	(5)	(-1,021)	(0.3)	補助事業費	27,971	1,222,507	328,622	1,579,100
	3,056	122,276	(87.1)	総事業費	376,905	1,354,432	329,579	2,060,916
令和3年度	(3)	(-1,190)	(0.2)	補助事業費	26,695	1,112,200	25,141	1,164,036
	3,059	121,086	(87.3)	総事業費	371,275	1,248,574	145,591	1,765,440
令和4年度	(4)	(437)	(1.2)	補助事業費	74,692	167,135	1,174,836	1,416,663
	3,063	121,523	(88.5)	総事業費	249,938	286,851	1,455,017	1,991,806
令和5年度	(30)	(-1,610)	(0.1)	補助事業費	28,720	488,844	309,517	827,081
	3,093	119,913	(88.6)	総事業費	310,234	604,129	611,457	1,525,820
令和6年度	(15)	(-112)	(0.9)	補助事業費	0	429,012	364,335	793,347
	3,108	119,801	(89.5)	総事業費	298,003	645,480	480,000	1,423,483
令和6年度まで	—	—	—	補助事業費	42,043,349	15,113,453	43,118,038	100,274,840
				総事業費	69,539,616	17,138,205	48,584,407	135,262,228

污水管渠 : 合流管、污水ポンプ場を含む

雨水管渠 : 雨水ポンプ場を含む

7 公共下水道の整備状況

令和7年3月31日現在

	行政区域 面積 (ha)	行政区域 人口 A (人)	事業計画 面積 (ha)	管渠延長 (m)	処理区域 面積 (ha)	処理区域内 人口 B (人)	処理区域内 戸数 (戸)	水洗化人口 C (人)	水洗化戸数 (戸)	下水道 普及率 B/A (%)	水洗化率 C/B (%)
徳山	34,010	88,776	2,275	496,468	1,671	78,346	39,947	74,094	37,820	88.3	94.6
新南陽	6,426	28,673	915	185,838	865	28,150	13,801	27,424	13,436	98.2	97.4
熊毛	7,050	13,967	600	101,436	475	11,590	5,448	10,548	4,942	83.0	91.0
鹿野	18,146	2,501	110	36,221	97	1,715	988	1,485	859	68.6	86.6

令和6年度末	65,632	133,917	3,900	819,963	3,108	119,801	60,184	113,551	57,057	89.5	94.8
--------	--------	---------	-------	---------	-------	---------	--------	---------	--------	------	------

8 集落排水施設の概要

			農業集落排水施設				漁業集落排水施設
			須々万地区		高瀬地区	八代地区	給島
			須々万市地区	山手地区			
事業開始年度			昭和59年度	平成7年度	平成8年度	平成14年度	平成5年度
完了年度			平成3年度	平成12年度	平成14年度	平成19年度	平成9年度
供用開始年月日			昭和63年10月25日	平成12年4月1日	平成12年7月1日	平成18年4月1日	平成10年4月1日
計画面積(ha)			50	130	18	68.3	13
管渠延長(m)			7,782	42,615	7,032	21,766	6,583
マンホールポンプ数(箇所)			19		8	6	5
処理場面積(m ²)			—	7,000	1,170	1,700	徳山東部浄化センターへ接続
計画日平均汚水量(m ³ /日)			486	1,229	122	297	370
計画人口(人)	定住人口		1,144	3,523	254	824	550
	流入人口		576	1,257	195	274	110
総投資額(千円)			877,000	3,727,593	693,775	1,260,489	535,000
令和 6年度末	処理区域内	戸数(戸)	391	1,469	71	221	148
		人口(人)	753	2,997	130	424	269
	水洗化	戸数(戸)	373	1,422	64	169	111
		人口(人)	722	2,906	116	323	199
	水洗化率(%)		95.9	97.0	89.2	76.2	74.0

※計画人口は、事業採択時の目標人口を表わす。

※平成29年度より須々万市地区と山手地区を統合。(H28.7.11より須々万市地区から須々万中央地区浄化センター(山手地区)に送水開始。)

9 污水处理人口普及率(令和6年度末)

		公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併処理浄化槽	合計
徳山地域	計画区域内人口(人)	78,967	566	3,750	269	5,224	88,776
	処理人口(人)	77,797	549	3,750	269	2,918	85,283
	普及率(%)	98.5	97.0	100.0	100.0	55.9	96.1
新南陽地域	計画区域内人口(人)	27,615	591	130		337	28,673
	処理人口(人)	27,562	588	130		197	28,477
	普及率(%)	99.8	99.5	100.0		58.5	99.3
熊毛地域	計画区域内人口(人)	11,949		424		1,594	13,967
	処理人口(人)	11,590		424		970	12,984
	普及率(%)	97.0		100.0		60.9	93.0
鹿野地域	計画区域内人口(人)		1,731			770	2,501
	処理人口(人)		1,715			522	2,237
	普及率(%)		99.1			67.8	89.4
合 計	計画区域内人口(人)	118,531	2,888	4,304	269	7,925	133,917
	処理人口(人)	116,949	2,852	4,304	269	4,607	128,981
	普及率(%)	98.7	98.8	100.0	100.0	58.1	96.3

10 下水道使用料

下水道使用料の算定根拠となる使用水量は、市の条例により算定されます。

1 か月あたりの「基本料金」と使用水量により増減する「従量料金単価」は次表のとおりです。

下水道使用料金単価表

区 分	基本料金と従量料金(1 か月あたり：消費税込)			
	基本料金		従量料金単価 (1 m ³ につき)	
一般汚水	1,350.80 円		10 m ³ まで	17.60 円
			10 m ³ を超え 20 m ³ まで	174.90 円
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	196.90 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	206.80 円
			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	214.50 円
			100 m ³ を超え 200 m ³ まで	220.00 円
			200 m ³ を超え 500 m ³ まで	224.40 円
			500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	229.90 円
			1,000 m ³ を超えるもの	235.40 円
公衆浴場等	100 m ³ まで	10,450.00円	100 m ³ を超えるもの	66.00 円
備 考	<一般汚水の基本料金の日割算定> 使用算定期間は2か月です。期間の中途において、下水道等の使用を「新規開始または再開」、或いは「休止または廃止」したときの基本料金額は、次のとおりです。 (1) 使用日数が15日以内のときは1月の2分の1 (2) 使用日数が16日から30日までのときは1月 (3) 使用日数が31日から45日までのときは1月の2分の3 (4) 使用日数が46日以上は1月の2分の4			

1. 水道水のみを使用の場合

水道を使用した量をそのまま下水道の使用水量とみなします。

2. 井戸水のみを使用の場合(家庭用)

1人当たり6m³/月として認定します。

3. 水道水と井戸水を併用の場合(家庭用)

水道の使用水量と井戸水の認定水量を合計したものを使用水量とみなします。

なお、井戸水の認定は1人当たり3m³/月として認定します。

4. 営業用等で井戸水等を使用する場合

使用状況が固定的な場合は、使用水量をみなし認定します。なお、不特定多数の方が使用する店舗や事業所などの場合は、量水器(メーター)を市が設置し井戸水等の使用水量を測定し、それを下水道の使用水量とみなします。

5. 水道水等の使用水量のうち、著しい量が下水道に排除されない場合

下水道に排出されない水量があり、使用側で量水器を設置するなどしてそれを確実に計測することが出来る場合は、所定手続きにより使用水量から減量できます。

11 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

周南市の下水道処理区域内においては、水洗化の普及促進、公衆衛生の向上のため、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給を上下水道局が行う制度があります。

※ 漁業集落排水事業を除く。

■ 対象となる工事

周南市の下水道処理区域内の建物について、くみ取り便所を水洗トイレに改造する、または、浄化槽を廃止して下水道に直結するための工事。

■ 制度利用の条件

1. 建物の所有者または使用者であること。（法人は除く）

※ 使用者である場合は、工事をするについて建物の所有者の同意が必要です。

2. 市税等の滞納がないこと。

3. 改造資金を一時に負担することが困難であること。

4. 融資を受けた改造資金の償還に十分な能力があること。

5. 弁済能力のある確実な連帯保証人があること。

※ 連帯保証人は、申請者本人と別世帯で市内に居住し、独立の生計を営んでいることを要します。

6. 処理開始の公示の日から3年以内であること。

■ 融資あっせん額

改造工事1件につき60万円以内で1万円単位。公共下水道区域での融資あっせん限度額は300万円。農業集落排水区域での融資あっせん限度は改造工事2件まで。

※ 改造工事1件とは、大・小便器1組または大小兼用便器1個のことです。

■ 融資手続き

ご本人と制度で定める指定金融機関の融資契約となります。

■ 償還方法

融資を受けた月の翌月から36ヶ月以内の元金均等月賦償還。

■ 利子補給

融資額の完済後、融資を受けた方が指定する口座に振り込みます。

改造工事1件につき、融資金45万円にかかった利子額を上限として補助します。

12 下水道事業の財政状況

◆収益的収支

(単位:円 税抜)

科 目	令和6年度決算額
下水道事業収益	4,956,366,711
下水道使用料	2,160,948,314
他会計負担金	1,614,255,980
他会計補助金	101,214,880
長期前受金戻入	1,044,397,477
その他	35,550,060
下水道事業費用	4,804,927,411
人件費	333,848,389
動力費	226,724,733
薬品費	27,702,540
修繕・材料費	167,649,419
委託料	870,238,856
減価償却費	2,633,556,016
支払利息	220,933,567
その他	324,273,891
当年度純利益	151,439,300

◆使用料単価・汚水処理原価

(単位:円/m³)

区分	令和6年度
使用料単価	169.69
汚水処理原価	175.94
維持管理費	123.42
減価償却費等	52.52

◆資本的収支

(単位:円 税込)

科 目	令和6年度決算額
下水道事業資本的収入	1,319,809,320
企業債	720,800,000
他会計出資金	281,117,641
国庫補助金	312,038,300
受益者負担金等	5,853,379
下水道事業資本的支出	3,100,315,716
公共下水道建設費	1,504,197,799
特定環境保全下水道建設費	13,094,906
流域下水道建設費	20,166,600
農業集落排水建設費	26,483,594
漁業集落排水建設費	6,228,200
企業債償還金	1,527,184,716
その他	2,959,901
損益勘定留保資金等補てん財源※	1,780,506,396

※資本的収入が資本的支出に不足する額を補てんするもの。

《損益計算書》（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：円）

1. 営業収益				3. 営業外収益			
(1) 下水道使用料	2,160,948,314			(1) 受取利息及び配当金	2,399,525		
(2) 他会計負担金	737,943,063			(2) 他会計負担金	876,312,917		
(3) 他市負担金	14,457,967			(3) 他会計補助金	101,214,880		
(4) 受託事業収益	601,455			(4) 長期前受金戻入	1,044,397,477		
(5) その他営業収益	11,022,700	2,924,973,499		(5) 雑収益	6,735,411	2,031,060,210	
2. 営業費用				4. 営業外費用			
(1) 管渠費	214,510,599			(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	220,933,567		
(2) ポンプ場費	120,048,899			(2) 雑支出	29,275,106	250,208,673	1,780,851,537
(3) 流域下水道管理費	100,772,011			経常利益			151,176,243
(4) 処理場費	1,127,600,166			5. 特別利益			
(5) 水洗化促進費	17,996,333			(1) その他特別利益	333,002	333,002	
(6) 業務費	113,827,635			6. 特別損失			
(7) 総係費	173,857,834			(1) 過年度損益修正損	69,945	69,945	263,057
(8) 受託事業費	601,455			当年度純利益			151,439,300
(9) 減価償却費	2,633,556,016			その他未処分利益剰余金変動額			117,497,473
(10) 資産減耗費	51,877,845	4,554,648,793		当年度未処分利益剰余金			268,936,773
営業損失		1,629,675,294					

《貸借対照表》（令和7年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
資 産	70,531,961,779	負 債	38,999,296,007
固定資産	67,070,796,952	固定負債	15,007,940,210
有形固定資産	66,485,954,451	企業債	14,642,819,769
土地	9,460,634,996	退職給付引当金	365,120,441
建物	3,925,737,641	流動負債	2,456,397,707
構築物	43,945,251,749	企業債（1年以内に償還予定）	1,451,576,825
機械及び装置	7,214,622,974	未払金	976,367,518
工具器具及び備品	7,365,588	賞与引当金	28,428,024
建設仮勘定	1,932,341,503	その他	25,340
無形固定資産	484,842,501	繰延収益	21,534,958,090
施設利用権	484,753,221	長期前受金	36,350,562,398
ソフトウェア	89,280	収益化累計額	△ 14,815,604,308
投資その他の資産	100,000,000	資 本	31,532,665,772
投資有価証券	100,000,000	資本金	26,333,743,164
流動資産	3,461,164,827	固有資本金	16,599,514,118
現金預金	3,128,626,815	出資金	8,311,062,915
未収金	344,465,614	組入資本金	1,423,166,131
貸倒引当金	△ 11,927,602	剰余金	5,198,922,608
		資本剰余金	4,787,571,932
		受贈財産評価額	896,683,455
		その他資本剰余金	3,890,888,477
		利益剰余金	411,350,676
		減債積立金	142,413,903
		当年度未処分利益剰余金	268,936,773
資産合計	70,531,961,779	負債・資本合計	70,531,961,779

13 周南市上下水道局の組織(共通部門及び下水道部門)

R7.4.1現在

部局	課	担当	事務分掌
上下水道局	総務課	総務担当	(1) 職員の人事及び研修に関すること。 (2) 職員の給与及び厚生に関すること。 (3) 人事管理に関すること。 (4) 法制事務に関すること。 (5) 庁舎に関すること。 (6) 災害対策及び洪水対策に関すること。 (7) 電子計算機の管理運営に関すること。 (8) 公印の管守に関すること。 (9) 局内の調整に関すること。
		契約監理担当	(1) 各種工事等に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関すること。 (2) 物品及び業務委託に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関すること。
		検査監	(1) 工事等の検査及び検収に関すること。
	技監		(1) 建設部門の総合調整に関すること。 (2) 建設技術の統括、指導に関すること。 (3) 建設技術に係る制度改正に伴う連絡調整に関すること。 (4) 工事関係に係る事務の連絡調整に関すること。 (5) 工事に係る設計図書の確認に関すること。
	企画調整課	下水道担当	(1) 下水道施設の新設、改良事業等の企画、調査、研究に関すること。 (2) 下水道事業の処理計画及び事業の調整に関すること。 (3) 下水道事業の統計等に関すること。 (4) 下水道事業の広報及び広聴に関すること。
	財政課	下水道担当	(1) 予算及び決算に関すること。 (2) 出納事務に関すること。 (3) 資産に関すること。 (4) 財政計画に関すること。 (5) 経営の総合調整に関すること。 (6) 周南流域下水道に関すること。
	料金課	料金担当	(1) 下水道使用料に関すること。 (2) 漏水、異常水量等の確認に関すること。 (3) メーターの維持管理に関すること。 (4) 徴収事務の委託に関すること。 (5) 受益者負担金・分担金の収納に関すること。
	下水道工務課	整備担当	(1) 公共下水道(浄化センター及び中継ポンプ場を除く。)、都市下水路及び集落排水施設に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の建設(土木工事)に関すること。
		維持担当	(1) 下水道台帳の整備に関すること。 (2) 水洗化の普及促進に関すること。 (3) 排水設備指定工事店に関すること。 (4) 排水設備の設置申請の審査、指導及び検査に関すること。 (5) 受益者負担金・分担金の賦課に関すること。 (6) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関すること。
	下水道施設課	整備担当	(1) 浄化センター及び汚水中継ポンプ場の建設の計画、改築の計画及び管繕工事に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の管繕工事に関すること。 (3) 雨水ポンプ場の建設(機械電気設備)に関すること。
		管理担当	(1) 鹿野浄化センター及び農業集落排水処理施設の運転管理及び維持管理に関すること。 (2) 特定事業場及び除害施設の指導及び検査に関すること。 (3) 浄化センターの水質管理及び汚泥管理に関すること。
	徳山中央浄化センター		徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。
	徳山東部浄化センター		徳山東部浄化センターの運転管理及び維持管理に関すること。
	新南陽浄化センター		(1) 新南陽浄化センター、新南陽北部浄化センター及び新南陽汚水中継ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。
	徳山中央浄化センター再構築推進室		徳山中央浄化センターの再構築に関すること。

職員数(下水道部門)

事務職	技術職	合計
14人	30人	44人

※再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。



周 南 市 の 下 水 道

2025年（令和7年）版

2025年（令和7年）9月

編集・発行

周南市上下水道局

（〒745-8655 周南市岐山通1-1）

各課の連絡先（共通部門及び下水道部門）

総務課	総務担当	TEL 0834-22-8613	FAX 0834-21-7269
	契約監理担当	TEL 0834-22-8625	FAX 0834-21-7269
	E-mail:suido-somu@city.shunan.lg.jp		
企画調整課	下水道担当	TEL 0834-22-8627	FAX 0834-22-7013
	E-mail:suido-kikaku@city.shunan.lg.jp		
財政課	下水道担当	TEL 0834-22-8605	FAX 0834-21-7269
	E-mail:suido-zai@city.shunan.lg.jp		
料金課	料金担当（下水道使用料）	TEL 0834-22-8606	FAX 0834-22-8636
	料金センター（検針/収納）	TEL 0834-22-8608	FAX 0834-22-7002
	E-mail:suido-bill@city.shunan.lg.jp		
下水道工務課	整備担当	TEL 0834-22-8628	FAX 0834-22-8637
	維持担当	TEL 0834-22-8630	FAX 0834-22-8637
	E-mail:gesuikomu@city.shunan.lg.jp		
下水道施設課	整備担当	TEL 0834-26-1504	FAX 0834-26-1519
	管理担当	TEL 0834-26-1531	FAX 0834-26-1519
	徳山中央浄化センター再構築推進室	TEL 0834-26-1517	FAX 0834-26-1519
	E-mail:gesuishise@city.shunan.lg.jp		
	徳山中央浄化センター	TEL 0834-22-8633	FAX 0834-22-8634
	徳山東部浄化センター	TEL 0834-26-1517	FAX 0834-26-1519
	新南陽浄化センター	TEL 0834-61-4312	FAX 0834-62-5401